
精神障害者福祉

第 1 3 精神障害者福祉

1 精神障害者の状況

平成7年に行われた精神保健法改正により、精神障害者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、精神障害者保健福祉手帳の制度が創設された。

徳島市の精神障害者保健福祉手帳交付者は2,101人（平成31年3月31日現在）で、人口1,000人当たり8.3人となっている。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 級	319	321	309	283	271
2 級	773	853	915	965	1,000
3 級	503	587	631	708	830
合 計	1,595	1,761	1,855	1,956	2,101

[説明] 上記人数は、各年度の3月31日現在としている。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受 給 者	3,430	3,601	3,802	3,862	4,016

[説明] 1 上記人数は、各年度の3月31日現在としている。

2 自立支援医療は、徳島県が実施している事業である。

2 精神障害者福祉の状況

精神障害者は、精神障害のため継続的に日常生活や社会生活への制約を受けている。

精神障害者の福祉施策は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の申請に関する経由事務を通じて、精神障害者の福祉及び社会的自立促進に向けた施策を実施している。